

全国手話言語市区長会

設立総会・フォーラム

<総会資料>

場所：都市センターホテル コスモスホール



平成 28 年 6 月 8 日

全国手話言語市区長会



「全国手話言語市区長会」設立趣意書

2013年の鳥取県、北海道石狩市を先駆けに、これまで47の自治体で手話言語条例・情報コミュニケーション条例が制定されています。

それからわずか2年間で、国に「手話言語法」の制定を求める意見書が日本国内の全1,788地方議会で採択されました。

過去に前例のないこのような動きを受けて、全国市長会、全国都道府県議会議長会からも意見書を提出しており、手話言語法制定への機運が高まっています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり、聴覚障害者に対する情報保障の環境整備は我が国にとっても大きな課題となっています。

国に「手話言語法」「情報・コミュニケーション法」制定を求め、全国に関連条例の制定を拡大するための取り組みを進めるとともに、各自治体における手話等に関する施策展開の情報交換等を行うべく、ここに「全国手話言語市区長会」を設立することとなりました。

つきましては、ぜひこの取り組みにご賛同賜り、ご参画いただきますようお願い申し上げます。

発起人	石狩市長	田岡 克介
	郡山市長	品川 萬里
	新潟市長	篠田 昭
	富士見市長	星野 信吾
	伊勢市長	鈴木 健一
	明石市長	泉 房穂
	萩市長	野村 興兒
	高知市長	岡崎 誠也
	日向市長	十屋 幸平

全国手話言語市区長会 設立総会 議題一覧

- 1 会則について
- 2 役員について
- 3 事業計画について

全国手話言語市区長会 会則（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、下記のとおりとする。

正式名称：「全国手話言語市区長会」

略 称：「手話市長会」

（目的）

第2条 本会は、全国に「手話言語条例」「情報コミュニケーション条例」「障害者差別解消条例」の制定を拡充し、国に「手話言語法」「情報コミュニケーション法」制定を求め、法整備を進めることにより、聴覚障害者の自立と社会参加の実現をめざすとともに、各自治体における手話等に関する施策展開の情報交換等を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互における連携、相互協力、情報交換、親睦の事業
- (2) 手話言語をはじめとした聴覚障害者が直面する課題についての提言や要望活動
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

（会員・準会員）

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する市・区長とする。

2 本会の準会員は、本会の趣旨に賛同する町・村長とする。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 事務局長 1 名
- 2 会長は本会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の事由によりその職務を行えない場合、その職務を代行する。
 - 4 事務局長は、会務を掌理する。
 - 5 役員は、総会において、出席会員の互選により選出する。
 - 6 役員に欠員が生じたときは、役員の合議により補充役員を選出することができる。
 - 7 役員任期は、就任後初めて開催される総会までとする。但し、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行う。

(相談役)

第7条 本会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。
- 3 相談役は、関係団体の代表者等とし、適宜意見交換等を行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、毎年開催される全国市長会その他適宜の日程に合わせ、会長が招集する。

(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、総会等の開催の都度定め、これを徴収するものとする。

(その他)

第10条 この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月8日から施行する。

全国手話言語市区長会 役員体制 (案)

会 長	田 岡 克 介 (石狩市長)
副 会 長	品 川 萬 里 (郡山市長)
	星 野 信 吾 (富士見市長)
	篠 田 昭 (新潟市長)
	鈴 木 健 一 (伊勢市長)
	野 村 興 兒 (萩市長)
	岡 崎 誠 也 (高知市長)
	十 屋 幸 平 (日向市長)
事務局長	泉 房 穂 (明石市長)
顧 問	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
相 談 役	尾 形 武 寿 (日本財団理事長)
	石野 富志三郎 (全日本ろうあ連盟理事長)

全国手話言語市区長会 事業（案）

1 総会・フォーラムの開催

会員間の情報共有や情報発信を行うため、
年1回程度、総会やフォーラムを開催する。

2 情報交換・調査研究

会員同士の情報交換、好事例紹介や、
全国の特徴的な先進施策等の調査研究を行う。

3 その他

・手話に関する啓発行事の実施等

手話演劇祭の開催など

・手話研修

全国手話研修センターと連携した自治体職員等の手話研修など

・聴覚障害者の情報保障に関する取り組み

電話リレーサービス モデル事業等の実施など

・被災地支援

会員市区職員による支援など（被災地の聴覚障害者の情報保障など）